

柏崎刈羽原子力発電所1号機

新潟県中越沖地震後の設備健全性に係る
プラント全体の機能試験・評価計画書

平成22年2月19日
東京電力株式会社

目 次

1. はじめに	1
2. プラント全体の機能試験・評価の策定	1
2. 1 プラント全体の機能試験・評価の位置付け	1
2. 2 プラント全体の機能試験・評価に関する基本的な考え方	2
2. 3 その他の特別な保全計画	3
2. 4 その他の確認事項	3
2. 5 参照法令・規格基準等	4
3. プラント起動時の設備点検	5
3. 1 点検対象設備	5
3. 2 設備点検にあたっての基本的考え方	5
3. 3 点検方法の策定	5
3. 4 設備健全性の評価	8
4. プラント起動時の系統機能試験	9
4. 1 対象となる系統機能試験	9
4. 2 試験方法の策定	9
4. 3 系統健全性の評価	11
5. プラント確認試験	12
5. 1 試験対象設備	12
5. 2 プラント確認試験方法の策定	12
5. 3 確認手順および判定基準の策定	13
5. 4 プラント確認試験の評価	14
6. 留意事項	15
6. 1 プラント起動前確認事項	15
6. 2 異常発生時の措置	15
6. 3 安全管理	16
6. 4 プラントの長期停止の影響確認	16
6. 5 保全プログラムへの反映	16
7. 記録	17
8. 体制	17
9. スケジュール	18
10. 添付資料	18

1. はじめに

当社においては、これまで、「新潟県中越沖地震を受けた柏崎刈羽原子力発電所の設備の健全性に係る点検・評価計画について（経済産業省 平成 19・11・06 原院第 2 号 平成 19 年 11 月 9 日）」を受け、新潟県中越沖地震（以下、「本地震」という）後の特別な保全計画として、「柏崎刈羽原子力発電所 1 号機 新潟県中越沖地震後の設備健全性に係る点検・評価計画書」（以下、「起動前の点検・評価計画書」という）を定め、原子炉の蒸気発生前までに健全性確認ができる設備、系統を対象に、点検・試験および評価を実施し、設備・系統に要求される機能が正常に發揮されることを確認している。

本計画書は、柏崎刈羽原子力発電所 1 号機における原子炉の蒸気を発生することが可能となった時期以降に行う点検、試験および評価（以下、「プラント全体の機能試験・評価」という）の計画について纏めたものである。

2. プラント全体の機能試験・評価の策定

2.1 プラント全体の機能試験・評価の位置付け

プラント全体の機能試験・評価の位置付けは、機能試験のための起動準備操作、原子炉起動、発電機の並列および定格運転状態までの出力上昇操作（以下、「プラント起動」という）を行い、以下によって、地震による設備への影響を確認するとともに、プラント全体の健全性評価を行い、今後、継続的に運転が可能であることを確認するものである。

- 蒸気を通気させることで、初めて機能確認（作動確認、漏えい確認等）が可能となる設備について、機器レベルの設備点検および系統レベルの機能試験を実施し、設備健全性を確認すること
- プラント全体の総合性能を確認すること
- プラント全体の総合性能の確認において、特に地震の影響を考慮した運転状態を確認すること

2.2 プラント全体の機能試験・評価に関する基本的な考え方

2.2.1 プラント全体の機能試験・評価の構成

プラント全体の機能試験・評価は、以下の内容で構成する。(図-2.1 参照)
なお、これらについては、ホールドポイントを設け、各点検、試験の結果を評価する。

(1) プラント起動時の設備点検

プラント起動時の各段階において、初めて実施可能となる、作動確認および漏えい確認等、機器レベルの設備点検。

(2) プラント起動時の系統機能試験

プラント起動時の各段階において、初めて実施可能となる、安全機能を有する機器等の系統レベルの機能試験。

(3) プラント確認試験

プラント起動時における各段階で、プラント全体の総合性能（系統間の相互作用、プラント運転状態の安定性等）の確認、ならびに、特に地震の影響を考慮した運転状態の確認。

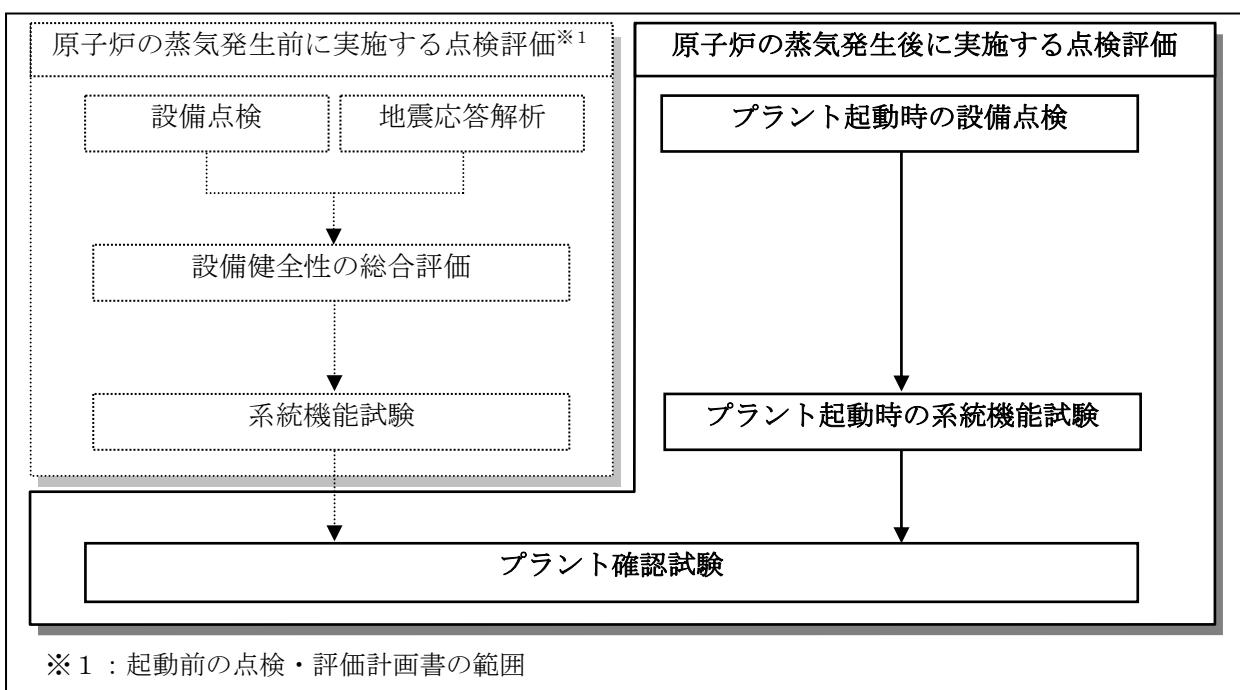


図-2.1 プラント全体の機能試験・評価の全体フロー

2.2.2 地震の影響に対する確認方針

上記の内容のうち、プラント起動時の設備点検および系統機能試験については、起動前の点検・評価計画書と同様に、地震の影響を考慮した機種分類、点検手法の策定を行う。

また、プラント確認試験については、通常の定期検査時の起動操作にて実施される点検等に加え、以下を考慮する。

(1) 地震による影響に対する考慮

基本的には、起動前の点検・評価計画書に基づく機器レベルの設備点検ならびに系統レベルの機能試験によって地震による設備健全性への影響の有無は確認されているものと考えるが、これまで実施した点検および評価結果をより確実なものとするために、地震前後の運転状態の比較、漏えい確認、熱移動等、地震による影響を考慮した点検および状態監視を実施する。

(2) これまでの点検で異常が確認された設備に対する考慮

これまでの点検で異常が確認された設備については、異常に対する是正処置等の実施により、設備健全性は確保されているものと考えるが、異常の内容を考慮した確認項目を設定し、重点的な確認を実施する。

2.3 その他の特別な保全計画

長期停止に起因する発錆、固着等によって設備の故障等が懸念されることから、これらによる不適合を防止するよう考慮し、保管管理等の保全活動の実施結果を確認する。

2.4 その他の確認事項

今回の停止期間中に耐震強化工事を実施した設備について、プラント起動に合わせ、配管および支持構造物に熱移動の影響による干渉等の異常がないことの確認として、目視による干渉確認およびインジケータ指示の確認を行う。また、支持構造物の追加等による拘束条件の変更に伴い、振動性状が変化すると

考えられることから、運転時の振動が比較的大きい箇所に対して振動測定を行い、振幅が設計上許容される範囲内にあることを確認する。なお、地震前に測定した振動データがあるものについては、今回の振動測定結果との比較を行う。

2.5 参照法令・規格基準等

プラント全体の機能試験・評価は、保守管理の一環として実施する観点から、柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定にて適用している「日本電気協会原子力発電所における安全のための品質保証規程(JEAC4111)」および「日本電気協会 保守管理規程(JEAC4209)」に基づき実施する。

また、評価等にあたって参考する法令・規格基準等については以下のとおり。

- ・ 電気事業法
- ・ 電気工作物の接続に関する技術基準を定める省令
- ・ 電気設備に関する技術基準を定める省令
- ・ 発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令
- ・ 発電用原子力設備に関する構造等の技術基準
- ・ 日本工業規格 (JIS)
- ・ 電気学会電気規格調査会規格 (JEC)
- ・ 日本電機工業会規格 (JEM)
- ・ 日本電気協会電気技術規程 (JEAC)
- ・ 日本機械学会発電用原子力設備規格 維持規格
- ・ 発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針
- ・ 日本電気協会軽水型原子力発電所の運転保守指針 (JEAG4803)
- ・ 発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針
- ・ 日本電気協会原子力発電所耐震設計技術指針 (JEAG4601)
- ・ 原子力発電所の設備診断に関する技術指針－回転機械振動診断技術 (JEAG4221)

等

3. プラント起動時の設備点検

3.1 点検対象設備

プラント起動時の設備点検において点検対象となる設備は、電気事業法に基づく事業用電気工作物の工事計画書に記載のある設備のうち、原子炉の蒸気が通気されることにより作動確認および漏えい確認等が可能となる設備とする（添付資料-1 参照）。また、耐震上、考慮している支持構造物等については、工事計画書に記載がない場合も点検対象とする。

3.2 設備点検にあたっての基本的考え方

プラント起動時の設備点検の実施にあたっては、

- ・ 各設備の種類、設置方法等から地震時に想定される損傷の形態を分析し、点検手法に反映させる。
- ・ 作業員被ばく低減、人身安全等の観点から点検が困難な場合は、合理的な点検手法を策定する。

3.3 点検方法の策定

(1) 点検対象設備の分類

点検方法を策定するにあたり、原子力発電所耐震設計技術指針（JEAG4601）における機種分類を参考に、点検対象設備を、地震による機能・構造への影響が類似していると考えられる機種に分類する。（表-3.1 参照）

表-3.1 点検対象設備分類一覧

動的機器	静的機器
1) 立形ポンプ※	21) 原子炉圧力容器および付属機器※
2) <u>横形ポンプ</u>	22) 炉内構造物※
3) 往復動式ポンプ※	23) 配管
4) <u>ポンプ駆動用タービン</u>	24) 燃料ラック類*
5) 電動機*	25) <u>熱交換器</u>
6) ファン*	26) <u>復水器、給水加熱器、湿分分離器</u>
7) 冷凍機*	27) プールライニング*
8) 空気圧縮機*	28) <u>変圧器</u>
9) 卅	29) 蓄電池*
10) ダンバ*	30) 遮断器*
11) 非常用ディーゼル発電機*	31) <u>計器、継電器、調整器、検出器、変換器</u>
12) 制御棒*	32) 原子炉格納容器および付属機器*
13) 制御棒駆動機構*	33) アキュムレータ*
14) <u>主タービン</u>	34) ろ過脱塩器*
15) <u>発電機</u>	35) ストレーナ／フィルタ*
16) 再循環ポンプ*	36) <u>空気抽出器</u>
17) 燃料取替機*	37) 除湿塔*
18) クレーン*	38) タンク*
19) M-Gセット流体継手*	39) 計装ラック*
20) 固化装置※ ¹	40) 制御盤・電源盤*
	41) 空調ダクト*
	42) 燃料体(燃料集合体およびチャンネルボックス)*
	43) 再結合装置*
	44) 電気ヒータ*
	45) ボイラ*
	46) 特殊フィルタ*
	47) 焼却装置*

※ これらの機種については、起動前の点検・評価計画書に基づき、既に設備点検が完了していることから、本計画書は、下線の機種を設備点検の対象とする。

※1 固化装置については使用しない為、点検対象外とする。

(2) 各機種における点検方法

各設備が本地震を受けたことを考慮し、地震の影響が及ぶ可能性のある部位に着目した点検を行う必要がある。そこで、各機種ごとに要求機能を整理し、各部位への地震による損傷要因の想定を行ったうえで、要求機能の喪失に至る損傷形態を整理し、それぞれの損傷形態に応じた点検手法を選定する。ここで、起動前の点検・評価計画書に基づき目視点検等の停止中に実施できる点検については完了していることから、プラント起動時の設備点検では、蒸気が通気されることによる作動確認および漏えい確認を主体とした点検方法を策定する。

動的機器、静的機器、支持構造物等について点検の概要を整理すると以下のとおりとなる。

a. 動的機器

ポンプ・弁等の動的機器は、回転、開閉等の機能が要求されており、地震力による軸受等の損傷が想定されるが、これらの確認には、機器の運転状態における性能、振動等の確認が有効であると考えられるため、作動試験を主体とした基本点検を実施する。なお、これらの対象設備は、起動前の点検・評価計画書に基づき、機器の分解点検等を実施し、設備の異常の有無を確認している。

b. 静的機器

配管・熱交換器等の静的機器は、耐圧、強度等の機能が要求されており、地震力による変形、割れ等の発生が想定されるが、これらの兆候の確認には、通気または通水状態における漏えい確認等が有効であると考えられるため、漏えい確認を主体とした基本点検を実施する。なお、これらの対象設備は、起動前の点検・評価計画書に基づき、詳細な目視点検等を実施し、設備の異常の有無を確認している。

c. 支持構造物等

耐震上、考慮している支持構造物等は、主に機器基礎部、支持脚、

静的レストレイント、動的レストレイント等から構成され、これらには、構造、強度等の機能が要求されている。これらの支持構造物等は、高温流体の通気または通水によって設備が熱膨張した場合においても支持構造物等に要求される機能が発揮されることを確認するため、プラント起動時の高温状態における目視点検を主体とした基本点検を実施する。

d. 追加点検

基本点検によって異常が確認された場合には、異常の発生状況、当該機器の仕様等に応じて、追加点検手法を策定し、実施する。

(3) 設備点検の手順および判定基準の策定

設備点検の手順および判定基準については、原則として、これまでの保守点検等において用いられる規格・指針等（表-3.2 参照）を準用して策定するが、準用が困難である場合には技術的に妥当であると確認されたものを採用するなど、各点検対象設備ごとに手順および判定基準を適切に策定する。

3.4 設備健全性の評価

設備点検の結果、判定基準を満足する場合は、設備健全性を満足するものと評価する。また、設備点検で異常が確認された場合は、原因の究明を行うと共に、補修、補強、取替ないしは、損傷の設備健全性に与える影響の検討等の対策を講じる。

表-3.2 各点検・評価方法の判定基準例一覧

検査手法	手順および判定基準
目視点検	・日本機械学会発電用原子力設備規格 維持規格 VT-3 等
漏えい試験	・日本機械学会発電用原子力設備規格 維持規格 VT-2 等
作動試験	・定期事業者検査等の機能・性能試験における手順および判定基準 ・軽水型原子力発電所の運転保守指針 (JEAC4803) 等
機能確認試験	・定期事業者検査等の機能・性能試験における手順および判定基準 等

4. プラント起動時の系統機能試験

4.1 対象となる系統機能試験

プラント起動時の系統機能試験の対象となる系統は、電気事業法に基づく事業用電気工作物の工事計画書に記載のある系統とし、プラント起動時に実施可能となる試験を実施する。

4.2 試験方法の策定

(1) 実施する試験

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」にて要求される系統機能を確認（添付資料-2 参照）するため、電気事業法第55条に基づく定期事業者検査の項目のうち、プラント起動時に系統の機能を確認することが可能となる検査項目を系統機能試験として実施する（表-4.1 参照）。

表-4.1 系統機能試験一覧

対象系統	系統機能試験
(1) 原子炉本体	実施済み※ ¹
(2) 原子炉冷却系統設備	・ 原子炉隔離時冷却系機能試験
(3) 計測制御系統設備	実施済み※ ¹
(4) 燃料設備	実施済み※ ¹
(5) 放射線管理設備	実施済み※ ¹
(6) 廃棄設備	・ 気体廃棄物処理系機能試験
(7) 原子炉格納施設	実施済み※ ¹
(8) 非常用予備発電装置	実施済み※ ¹
(9) 電気設備	対象なし※ ²
(10) 蒸気タービン	・ 蒸気タービン性能試験（その1） ・ 蒸気タービン性能試験（その2）
(11) 補助ボイラー	実施済み※ ¹

※1 原子炉の蒸気発生前の系統機能試験において実施済み

※2 電気設備については、設備点検およびプラント確認試験にて総合性能の確認を実施する

(2) 試験方法

系統機能試験は、検出器等の模擬作動信号あるいは手動によって系統を作動（模擬作動を含む）させ、

- ・ 論理回路の作動状況（警報表示等）
- ・ 機器の実作動状況（中操ランプ表示、現場開度計、ポンプ作動時間、弁作動時間）
- ・ 系統流量

など、系統の状態を確認するためのパラメータを確認する。なお、それぞれの試験の具体的な試験方法（手順、判定基準等）については、定期事業者検査にて実施される方法を用いる。

また、地震影響に特に注意する観点から、以下の項目については重点的に確認する（添付資料-3 参照）。

a. 試験実施前の前提条件の確認

系統機能試験実施前の前提条件の確認として、試験に係わる設備の健全性が、機器レベルの点検・評価によって確認されていること及び系統機能試験に関連する定期事業者検査が完了していることを確認する。また、系統機能試験時に実作動の状態を確認しない論理回路確認等については、定期事業者検査の記録を個別に確認する。

b. インターロックから実作動までの一連の作動状態の確認

インターロックから実作動までの一連の作動試験となる検査については、以下の実作動の状態を確認する。

- ① 弁の開度・作動状態
- ② ポンプ・ファンの作動状態
- ③ その他の作動機器の状態

なお、試験項目に応じて、現場での確認を実施し、確認が困難なものにあっては、測定値等により確認する。また、これらの確認においては振動診断等も活用し実施する。

c. 設備点検で異常が確認された設備に対する作動状態等の確認

設備点検で異常が確認された設備は、系統機能試験前に健全であることを確認するが、系統機能試験時に当該設備が作動する場合は、異常の内容を考慮した確認項目を設定し、補修等の復旧状態を確認する。

d. 地震前の試験結果との比較

今回の試験結果については、判定基準を満たしていることに加え、地震前の試験結果（前回データ等）との比較を行う。

4.3 系統健全性の評価

系統機能試験の結果を踏まえ、系統健全性の評価を行う。

系統機能試験において判定基準を満足する場合は、系統機能が正常に発揮されているものと評価する。

系統機能試験で異常が確認された場合は、原因の究明を行うと共に、必要に応じて対策を実施し、再度系統機能試験を行う。

5. プラント確認試験

5.1 試験対象設備

電気事業法に基づく事業用電気工作物の工事計画書に記載のある全ての設備とする。

5.2 プラント確認試験方法の策定

プラント確認試験は、プラント起動時の各段階で、以下の基本的な考え方に基づき実施する。これら、主要パラメータ採取および地震影響を考慮した総合確認により、今後、プラントが継続的かつ安定的に運転可能であることを確認する。

(1) 主要パラメータ採取による総合確認

- ・原子炉圧力、原子炉水位、原子炉水温度、炉心流量、主蒸気流量、給水流量、発電機出力等、総合負荷性能検査、蒸気タービン性能検査（その1）で確認しているパラメータに加え、復水器真空度等、プラントの状態変化に応じて監視する必要があると判断したパラメータの採取によって、各系統機能を総合したプラント全体の総合性能を確認する（添付資料-4 参照）。
- ・これらの主要パラメータについて、地震前の運転データとの比較を行う。

(2) 地震影響を考慮した総合確認

① 地震の影響を確認する観点から、

- ・主要ポンプ等の地震前後における運転状態の比較
- ・蒸気系、高温系配管等からの漏えいを検知するための目視点検、圧力確認および放射線モニタ等の確認

などの、地震による影響を考慮した点検およびパラメータ採取を実施する。

② 起動前の点検・評価計画書に基づく点検で異常が確認された設備については、以下の通り点検およびパラメータ採取を実施する。

- ・地震を起因とした事象が確認されたが、機能に影響がない等の理

由により、補修、取替を実施していない設備については、関連するパラメータ等を重点的に確認することで当該事象が運転に影響を与えないことを確認する。

- ・ 地震を起因とした事象が確認され、補修、取替を実施した設備については、当該事象が再度発生していることは考え難いが、念のためプラント起動に合わせて設備の健全性を確認する。

なお、地震を起因としない異常が確認された設備については、通常の保全プログラムに基づき、確認を行う。

上記①および②の観点から採取するパラメータは、通常の運転監視や総合負荷性能検査で確認している主要パラメータ以外のパラメータも含めて採取する（添付資料-4 参照）。

5.3 確認手順および判定基準の策定

5.3.1 確認手順

プラント確認試験（主要パラメータ採取による総合確認および地震影響を考慮した総合確認）については、以下の手順により実施する。

（1）原子炉起動から発電機並列まで

各段階でパラメータ採取を行うとともに、復水器真空度や原子炉圧力等、起動操作に伴い変化するパラメータについて、一定時間毎にパラメータ採取を実施する。

昇圧過程における変化をより慎重に確認するとの観点で、原子炉格納容器内設備の確認は、通常起動時に定格圧力近傍で実施している原子炉圧力約 7.0MPa（炉水温度約 280°C）での確認に加え、定格圧力の約半分まで加圧され炉水温度が定格温度近傍となる、原子炉圧力約 3.5MPa（炉水温度約 240°C）においても、機器の加圧状態および入熱状態での確認を実施する。ここでは、圧力上昇および温度上昇に伴い、配管や弁グランド部からの漏えい等の有無、熱移動による配管や支持構造物の干渉等の異常のないことを、目視により確認する。

また、動的機器の振動確認を開始する。

(2) 発電機並列以降から定格熱出力到達まで

発電機の各出力段階（約 20%、約 50%、約 75%）で出力を安定させ、主要設備のパラメータ採取を実施する。なお、定格熱出力到達前に、発電機出力約 100%時においても、主要設備のパラメータ採取を実施する。また、発電機出力約 20%、約 50%時には、蒸気系配管が概ね定格圧力、温度に達し、定格熱出力運転時に必要となる主要ポンプが全てインサービスされるため、設備点検が概ね完了するが、それ以降の出力段階においても、出力上昇に伴う影響確認を行う観点から、動的機器の振動確認および巡視での外観上から判断できる漏えい確認、異音、異臭等の有無の確認による状態監視を実施し、配管系からの漏えいおよび機器の入熱による影響等を継続的に確認する。

(3) 定格熱出力到達以降

定格熱出力到達以降、安定した運転状態において、主要設備のパラメータ採取を実施する。なお、今後、安定的にプラントが運転可能であることを確認するため、定格熱出力での評価期間を十分に設けるとともに、定期的な主要設備のパラメータ採取、巡視による設備の状態監視を実施する。

5.3.2 判定基準の策定

主要パラメータ採取による総合確認および、地震影響を考慮した総合確認の判定基準は、定期事業者検査における判定基準等を用いることを基本とする。

5.4 プラント確認試験の評価

判定基準を満足する場合は、プラント運転性能が正常に發揮されているものと評価する。また、出力上昇段階での主要パラメータ等、判定基準が定められていないものについては、地震前のデータ（建設時あるいは過去の起動時におけるデータ等）を参考に異常のないことを確認する。

これらの評価によって、異常が確認された場合は、原因の究明を行うとともに

にプラントの安定運転に与える影響の有無について検討し、必要に応じた対策を講じる。

6. 留意事項

6.1 プラント起動前確認事項

プラント起動にあたっては、以下の要件が満たされていることを確認する。

- ・起動前の点検・評価計画書で定める原子炉の蒸気発生前に実施する設備点検、および系統機能試験が終了し、異常のないこと。
- ・地震後に確認されたプラント起動および定格運転状態に関する設備の不適合に対し、他プラントで確認されている不適合も含め適切な処置が実施されていること。
- ・プラント起動に関する運転計画が定められていること。
- ・プラント起動および異常発生時における対応操作に関する運転手順が定められていること。
- ・プラント起動に必要となる系統のラインナップが完了していること。
- ・原子炉の運転に必要な運転員が確保されていること。

6.2 異常発生時の措置

プラント起動時において設備に異常が確認された場合には、異常の状況、プラントの運転への影響等を速やかに評価し、必要に応じてプラントを停止し、原因究明と対策を実施する。なお、現時点において、プラントを停止する必要がある異常（通常の保全の範囲で復旧できないもの）としては、

- ・蒸気系配管からの著しい漏えいが確認された場合
 - ・入熱の影響により支持構造物に異常な変形や干渉等が確認された場合
 - ・蒸気タービンについて再度のバランス調整が必要と判断される場合
- 等が考えられる。

6.3 安全管理

プラント全体の機能試験・評価の実施にあたっては、マニュアル等を遵守して事前に他系統の運転状況、インターロックその他の安全機能のチェックを確実に実施し、原子力安全の確保を確実にする。

6.4 プラントの長期停止の影響確認

プラントが長期間停止していたことに鑑み、「プラント長期停止時対応マニュアル」に基づく、発錆防止・固着防止等を考慮した適切な保管管理が機器の特性に応じて実施されていることを確認する。

また、長期間停止した後のプラント起動における、過去の不適合事象を抽出し、水平展開の要否を検討する。

6.5 保全プログラムへの反映

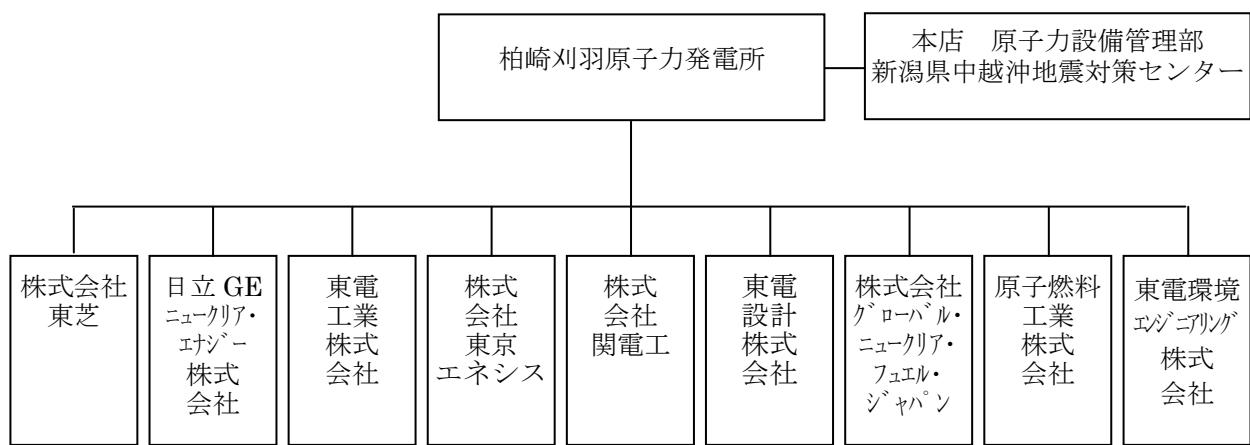
プラント全体の機能試験・評価で得られた結果および知見については、今後の点検・評価計画に適切に反映する。また、本評価の完了後も回転機器等の状態監視および主要パラメータの確認を継続的に実施するとともに、地震を起因とした異常が確認された設備における点検周期の検討を行うなど保全プログラムへの反映事項についても検討していく。

7. 記録

「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」の原子炉施設の保守管理記録に基づき、点検・評価の実施記録、評価の結果等を記録し、当該記録の保存期間は、保守管理を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後五年が経過するまでの期間とする。

8. 体制

プラント全体の機能試験・評価の体制※については以下のとおり。



※ 現時点における主要な体制を記載

図-8.1 点検・評価体制

点検・評価の実施者の力量管理については以下のとおりとする。

- ・ 業務経験年数等、適切な力量を有する者を配置すること。
- ・ 必要に応じ、地震によって影響を受け破損しやすい箇所等を把握可能な設計者に意見を求めることが可能な体制とすること。
- ・ 系統機能試験については、検査に関する教育を受けたもの等、定期事業者検査における人員配置で実施する。

9. スケジュール

現時点において、本計画書に基づいて実施するプラント全体の機能試験の実施時期は未定である。プラント起動に関する詳細な試験工程については、**添付資料-5**に示すプラント全体の機能試験工程を基本に、必要な点検および評価を行う。

10. 添付資料

- (1) 柏崎刈羽原子力発電所1号機 プラント起動時の設備点検対象機器一覧
- (2) 「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表
- (3) 系統機能試験における試験方法一覧
- (4) プラント全体の機能試験・評価において採取するパラメータ一覧
- (5) プラント全体の機能試験工程

添付資料-1

柏崎刈羽原子力発電所1号機 プラント起動時の設備点検 対象機器一覧

柏崎刈羽原子力発電所 第1号機 プラント起動時の設備点検対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	安全重要度	耐震重要度	プラント起動時の設備点検	
							作動試験機能確認	漏えい確認
(2)横形ポンプ								
原子炉冷却系統設備	復水系、給水系	タービン駆動原子炉給水ポンプ	N21-C008	A	クラス3	B	○	○
				B	クラス3	B	○	○
原子炉冷却系統設備	原子炉隔離時冷却系	原子炉隔離時冷却系ポンプ	E51-C001	-	クラス1	As	○	○
(4)ポンプ駆動用タービン								
原子炉冷却系統設備	復水系、給水系	原子炉給水ポンプ駆動用タービン	N38-C001	A	クラス3	B	○	○
				B	クラス3	B	○	○
	原子炉隔離時冷却系	原子炉隔離時冷却系ポンプ蒸気駆動タービン	E51-C002	-	クラス1	As	○	○
(9)弁								
原子炉冷却系統設備	原子炉隔離時冷却系	主要弁	E51-F003	-	クラス1	As	-	○
				E51-F010	-	クラス1	As	-
原子炉冷却系統設備	主蒸気系	タービンバイパス弁	N37-F001	(1)	クラス2	B	-	○
				(2)	クラス2	B	-	○
				(3)	クラス2	B	-	○
				(4)	クラス2	B	-	○
				(5)	クラス2	B	-	○
蒸気タービン	安全弁及び逃し弁	クロスアラウンド管 逃し弁	N36-F001	A	クラス3	B	-	○
				B	クラス3	B	-	○
				C	クラス3	B	-	○
				D	クラス3	B	-	○
				E	クラス3	B	-	○
				F	クラス3	B	-	○
	蒸化器加熱蒸気逃し弁		N36-F012	A	クラス3	B	-	○
				B	クラス3	B	-	○
				C	クラス3	B	-	○
	減圧装置	グランド蒸気減圧弁	N33-F002	A	クラス3	B	-	○
				B	クラス3	B	-	○
				N81-F011	-	クラス3	B	-
		蒸化器加熱蒸気減圧弁A						
		蒸化器加熱蒸気減圧弁B						

柏崎刈羽原子力発電所 第1号機 プラント起動時の設備点検対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	安全重要度	耐震重要度	プラント起動時の設備点検	
							作動試験機能確認	漏えい確認
(14)主タービン								
蒸気タービン	蒸気タービン	高圧タービン	N31-C001	-	クラス3	B	○	○
		低圧タービン	N31-C002	A	クラス3	B	○	○
				B	クラス3	B	○	○
				C	クラス3	B	○	○
	調速装置及び非常調速装置の種類	調速装置	-	-	クラス3	B	○	-
		非常調速装置	-	-	クラス3	B	○	-
(15)発電機								
電気設備	発電機	発電機本体	-	-	クラス3	C	○	○
(23)配管								
蒸気タービン	蒸気タービン	リード管	-	-	クラス3	B	-	○
		クロスアラウンド管 (支持構造物)	-	-	クラス3	B	-	○
		抽気管	-	-	クラス3	B	-	○
	蒸気タービンに附属する管	タービングランド蒸気系	-	-	クラス3	B	-	○
		抽気系	-	-	クラス3	B	-	○
		補助蒸気系	-	-	クラス3	B	-	○
		給水加熱器ドレン系	-	-	クラス3	B	-	○
	原子炉冷却系統設備	給水加熱器 ドレン、ベント系	主配管	-	クラス3	B	-	○
		主蒸気系	主配管2	-	クラス2	A	-	○
			主配管3 (支持構造物)	-	クラス2	B	-	○
			主配管4	-	クラス3	B	-	○
		抽気系	主配管	-	クラス3	B	-	○
		復水系、給水系	給水系主配管2	-	クラス2	B	-	○
			給水系主配管3	-	クラス3	B	-	○
原子炉冷却系統設備	補助蒸気系	主配管	-	-	クラス3	B	-	○
	原子炉隔離時冷却系	主配管1	-	-	クラス1	As	-	○
		主配管2	-	-	クラス3	As	-	○

柏崎刈羽原子力発電所 第1号機 プラント起動時の設備点検対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	安全重要度	耐震重要度	プラント起動時の設備点検	
							作動試験機能確認	漏えい確認
(25)熱交換器								
蒸気タービン	蒸気タービンに附属する熱交換器	グランド蒸気蒸化器	N33-B001	-	クラス3	B	-	○
		グランド蒸気復水器	N33-B002	-	クラス3	B	-	○
(26)復水器, 給水加熱器, 湿分分離器								
原子炉冷却系統設備	復水系, 給水系	第1給水加熱器	N61-B001	A	クラス3	B	-	○
				B	クラス3	B	-	○
				C	クラス3	B	-	○
		第2給水加熱器	N21-B002	A	クラス3	B	-	○
				B	クラス3	B	-	○
				C	クラス3	B	-	○
		第3給水加熱器	N21-B003	A	クラス3	B	-	○
				B	クラス3	B	-	○
				C	クラス3	B	-	○
		第4給水加熱器	N21-B004	A	クラス3	B	-	○
				B	クラス3	B	-	○
				C	クラス3	B	-	○
		第5給水加熱器	N21-B005	A	クラス3	B	-	○
				B	クラス3	B	-	○
				C	クラス3	B	-	○
		第6給水加熱器	N21-B006	A	クラス3	B	-	○
				B	クラス3	B	-	○
				C	クラス3	B	-	○
蒸気タービン	蒸気タービン	湿分分離器	N35-D001	A	クラス3	B	-	○
				B	クラス3	B	-	○
(28)変圧器								
電気設備	変圧器	主変圧器	S11-MTR	-	クラス3	C	○	-
		所内変圧器	R11HTR-1	A	クラス3	C	○	-
				B	クラス3	C	○	-

柏崎刈羽原子力発電所 第1号機 プラント起動時の設備点検対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	安全重要度	耐震重要度	プラント起動時の設備点検	
							作動試験機能確認	漏えい確認

(31)計器、継電器、調整器、検出器、変換器

計測制御系統設備	平均出力領域モニタ 核計装	局部出力領域モニタ	C51-LPRM C51-SRNM C51-NE008	172個 8個	クラス1	A	○	-
	起動領域モニタ 原子炉スクラム信号(中性子束高) 核計装 制御棒引抜き インターロック	SRNM(検出器)			クラス1	A	○	-
	移動式炉心内 計装系 核計装	TIP検出器			A	ノンクラス	C	○
					B	ノンクラス	C	○
					C	ノンクラス	C	○
					D	ノンクラス	C	○
					E	ノンクラス	C	○
電気設備	発電機	励磁制御盤	H21-P225	-	クラス3	C	○	-

(36)空気抽出器

蒸気タービン	蒸気タービンに付属する熱交換器	蒸気式空気抽出器	N21-D017	A	クラス3	B	-	○
				B	クラス3	B	-	○
			N21-D018	A	クラス3	B	-	○
				B	クラス3	B	-	○

添付資料-2

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令 62 号)の要求についての整理表

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

省令項番号 条の項 号	技術基準条文	技術基準解釈	解説	要求概要	分類	系統機能要求の確認方法	備考
原 5 1	原 5 号 原子炉施設並びに一次冷却材又は二次冷却材により駆動される蒸気タービン及びその附属設備は、これらに作用する地盤力による障壁により公衆に放射線障害を及ぼさないように施設しなければならない。	原 5 号 (原 5 号)	第5条(地盤力による損傷)	第5条(地盤力による損傷)	耐震性(地盤力による損傷)	構造健全性(系統機能)	構造健全性の確認であるが、系統機能試験として実施
原 5 2	2 前項の地震力は、原子炉施設並びに一次冷却材により駆動される蒸気タービン及びその附属設備の構造並びにこれが発生する場合における災害の程度に応じて、基礎地盤の状況、その地方における過去の地震記録に基づく震害の程度、地震活動の状況等を基礎にして求めなければならない。	原 5 号 (原 5 号)	第5条(地盤力による損傷)	第5条(地盤力による損傷)	耐震性(地盤力の設定)	その他	設計段階において確認された事項について、供用期間中に確認する必要がない事項
原 6	第6条(液体振動等による損傷の防止)	第6条(液体振動等による損傷の防止)	第6条(液体振動等による損傷の防止)	第6条(液体振動等による損傷の防止)	液体振動等による損傷の防止	構造健全性	設備点検、定期事業者検査によって確認
原 7 1	第7条(管内圧力容器等による損傷の防止)	第7条(管内圧力容器等による損傷の防止)	第7条(管内圧力容器等による損傷の防止)	さく等の施設(人がみだりに立ち入らないよう壁、さく、へい等を設け管理区域である旨を表示)	その他	日常的な点検で機能が確認される事項	
原 7 2	2 原子力発電所には、保全区域(原子炉施設の保全のために特に管理を必要とする場所であって、管内圧力容器等のものを立入りし、と管毎区域以外の場所であつて、管内圧力容器等の場所に立ち入り、へい等を設けるか、または係全区域に立ち入り表示しなければならない。	第7条(管内圧力容器等による損傷の防止)	第7条(管内圧力容器等による損傷の防止)	さく等の施設(管内圧力容器等の場所と区別するためさく、へい等を設けるか、又は係全区域である旨を表示)	その他	日常的な点検で機能が確認される事項	
原 7 3	3 原子力発電所には、業務上立ち入ること以外の者がみだりに周辺監視区域内に立ち入ることを制限するためさく、へい等を設けるか、また周辺監視区域である旨を表示しなければならない。ただし、当該区域に人が立ち入るそれがなことが明確な場合は、この限りでない。	第7条(管内圧力容器等による損傷の防止)	第7条(管内圧力容器等による損傷の防止)	さく等の施設(業務上立ち入る者が外の者がみだりに周辺監視区域内に立ち入ることを制限するためさく、へい等を設けるか、又は周辺監視区域である旨を表示)	その他	日常的な点検で機能が確認される事項	

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

省令条項番号 条の項 号	技術基準条文	技術基準解釈	解説	要求概要	分類	系統機能要求の確認方法	備考
原 9	第一款 原子炉施設(在能能力と構造能力(タ一と勝)」に該する炉殻、管、ボンブ(炉心支持構造物の材料及び構造)、(以下「炉心支持構造物」といふ。)又はこれらを支持構造物の各部によなれなければならない。の場合において、第1号から第15号まで及び第15号の規定については、使用前に適用されるものとする。	第15号 原子炉施設(在能能力と構造能力(タ一と勝))の構造強度は、電気事業法第39条第1項に基づき維持期間に適用される。	第15号(材料及び構造) 1 本条では、各元素第501号及び告示第452号を性能規定し、また、解釈では、これに代わる適用できる民間規格(保安院規)が技術評価を行い技術的妥当性を認めたものと明記化している。 さらに、設計審認可等においても適用規格を記載範団とするよう手配する。 2 第1号から第15号までの規定が、日本機械学会規格(以下「JIS規格」といふ。)又は原子炉施設の材料及び構造の規格(以下「ISO規格」といふ。)又は原子炉施設用原子炉設備規格(以下「NCG規格」といふ。)及び(以下「JNC規格」といふ。)又は原子炉施設用原子炉設備における能力喪失割れ発生の抑制に対する考慮(NC-CO-002)による。(日本機械学会規格(以下「JIS規格」といふ。)又は原子炉施設用原子炉設備規格(以下「NCG規格」といふ。)及び(以下「JNC規格」といふ。)又は原子炉施設用原子炉設備における能力喪失割れ発生の抑制に対する考慮(NC-CO-002)によること。)(日本機械学会規格(以下「JIS規格」といふ。)又は原子炉施設用原子炉設備規格(以下「NCG規格」といふ。)及び(以下「JNC規格」といふ。)又は原子炉施設用原子炉設備における能力喪失割れ発生の抑制に対する考慮(NC-CO-002)によること。)	材料及び構造(クラス1機器・支持構造物の材料)	その他	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項	
原 9	二 ライクラス1機器又はライクラス2支持構造物のその使用される圧力、温度、水素、放熱線、荷重等の条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分(使用中の応力等)に対する適切な耐食性を含む。)を有すること。	2 ライクラス1機器又はライクラス2支持構造物のその使用される圧力、温度、放熱線、荷重等の条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分(使用中の応力等)に対する適切な耐食性を含むこと。	2 ライクラス1機器又はライクラス2支持構造物のその使用される圧力、温度、放熱線、荷重等の条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分(使用中の応力等)に対する適切な耐食性を含むこと。	材料及び構造(クラス1機器・支持構造物の材料)	その他	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項	
原 9	三 ライクラス2機器又はライクラス2支持構造物が、その使用される圧力、温度、放熱線、荷重等の条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分を有する。	3 ライクラス2機器又はライクラス2支持構造物が、その使用される圧力、温度、放熱線、荷重等の条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分を有すること。	3 ライクラス2機器又はライクラス2支持構造物が、その使用される圧力、温度、放熱線、荷重等の条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分を有すること。	材料及び構造(クラス2機器・支持構造物の材料)	その他	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項	
原 9	四 クラス3機器が、その使用される圧力、温度、放熱線、荷重等の条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分を有すること。	4 クラス3機器が、その使用される圧力、温度、放熱線、荷重等の条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分を有すること。	4 BNWにおける常用炉心冷却装置及び格納容器除去装置に係るストレーナーの材料及び構造については、第9条第2号及び9号の規定を準用する。BNWにおける常用炉心冷却装置及び格納容器除去装置に係るストレーナーの材料及び構造については、第9条第2号及び9号の規定を準用する。BNWにおける常用炉心冷却装置及び格納容器除去装置に係るストレーナーの材料及び構造については、第9条第2号及び9号の規定を準用する。	材料及び構造(クラス3機器の材料)	その他	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項	
原 9	五 五号炉伊勢原発「コンクリート型原子炉炉内容積部を除く。以下この号において「」)及び原子炉格納容器支持構造物を使用する材料は、次にようること。 ① 原子炉格納容器又は原子炉格納容器支持構造物が、その使用される圧力、温度、荷重等の条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分を有すること。 ② 原子炉格納容器又は原子炉格納容器支持構造物の最低使用温度に対して適切な機械的強度及び化学的成分を有すること。	5 五号炉伊勢原発「コンクリート型原子炉炉内容積部を除く。以下この号において「」)及び原子炉格納容器支持構造物を使用する材料は、次にようること。 ① 原子炉格納容器又は原子炉格納容器支持構造物が、その使用される圧力、温度、荷重等の条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分を有すること。 ② 原子炉格納容器又は原子炉格納容器支持構造物の最低使用温度に対して適切な機械的強度及び化学的成分を有すること。	5 五号炉伊勢原発「コンクリート型原子炉炉内容積部を除く。以下この号において「」)及び原子炉格納容器支持構造物を使用する材料は、次にようること。 ① 原子炉格納容器又は原子炉格納容器支持構造物が、その使用される圧力、温度、荷重等の条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分を有すること。 ② 原子炉格納容器又は原子炉格納容器支持構造物の最低使用温度に対して適切な機械的強度及び化学的成分を有すること。	材料及び構造(コンクリートPCVの材料)	その他	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項	
原 9	六 六号炉伊勢原発「コンクリート型原子炉炉内容積部及び鋼製内張り部等を使用する材料」次にようること。 イ コンクリート部には、当該原子炉格納容器が使用される圧力、温度、荷重等の条件に対して適切な強度を有すること。 ロ 鋼製内張り部等には、当該原子炉格納容器が使用される圧力、温度、荷重等の条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分を有すること。	6 六号炉伊勢原発「コンクリート型原子炉炉内容積部及び鋼製内張り部等を使用する材料」次にようること。 イ コンクリート部には、当該原子炉格納容器が使用される圧力、温度、荷重等の条件に対して適切な強度を有すること。 ロ 鋼製内張り部等には、当該原子炉格納容器が使用される圧力、温度、荷重等の条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分を有すること。	6 六号炉伊勢原発「コンクリート型原子炉炉内容積部及び鋼製内張り部等を使用する材料」次にようること。 イ コンクリート部には、当該原子炉格納容器が使用される圧力、温度、荷重等の条件に対して適切な強度を有すること。 ロ 鋼製内張り部等には、当該原子炉格納容器が使用される圧力、温度、荷重等の条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分を有すること。	材料及び構造(コンクリートPCVの材料)	その他	対象設備無し	
原 9	七 七号炉支持構造物に使用する材料は、第1号イ、ハ及びノの規定に準ずること。	7 七号炉支持構造物に使用する材料は、第1号イ、ハ及びノの規定に準ずること。	7 七号炉支持構造物に使用する材料は、第1号イ、ハ及びノの規定に準ずること。	材料及び構造(伊炉支持構造物の材料)	その他	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項	

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

省令基準番号	規格	技術基準条文	技術基準解説	解説	要求概要	分類	系統機能要求の確認方法	備考
原 10 3 -		9 原子炉施設に属する容器であつて、内部に液体アセチルガス等安全弁等の作動不能にするおそれがある物質を含むものには、次の各号により破壊板を設けなければならない。 一 容器と破壊板との断面積は、破壊板の断面積以上であること。			安全弁等 破壊板を設ける場合の液体アセチルガス等安全弁等の作動不能にするおそれがある物質を含むものの容量及び個数	その他	-	設計段階において確認された事で、供用期間中に確認する事無く、必要がない事項
原 10 3 =		二 容器と破壊板との断面積は、破壊板の断面積以上であること。			安全弁等 破壊板を設ける場合の液体アセチルガス等安全弁等の作動不能にするおそれがある物質を含むものの容量及び個数	その他	-	設計段階において確認された事で、供用期間中に確認する事無く、必要がない事項
原 10 4		4 第1項又は前項の場合において、安全弁等又は出口側弁を止め弁とすれば、其の開閉操作が容易に操作し得る位置に止める装置を設けること。 5 原子炉施設に属する容器は、原則として、内部に液体アセチルガス等を含むことにより外側に作用する圧力を越える圧力を有する圧力を有するものには、次の各号により真空破壊弁を設けなければならない。 一 容器と真空破壊弁との断面積は、真空破壊弁の断面積以上であること。 二 クラス1容器及びクラス2容器に付り得られる真空破壊弁の材料にあつては、第9条第1号の規定に付する。 ○ 原子炉施設容器、クラス2容器及びクラス2管に付り得られる真空破壊弁の材料に付する。新規の材料は、原子炉施設容器に付する。真空破壊弁は、当該場所に上部に設けること。 三 原子炉施設容器以外の容器又は管に付つては、真空破壊弁を適当な位置に設けること。 前号に掲げる容器以外の容器又は管に付つては、真空破壊弁を適当な位置に設けること。			安全弁等 安全弁等又は破壊板の入口側又は出口側に止め弁を設ける場合の全面記載表	その他	-	設計段階において確認された事で、供用期間中に確認する事無く、必要がない事項
原 10 5 -		6 原子炉施設は、安全弁、遮げ弁、遮蔽弁又は直通安全弁から抜き放される液体が放射性物質を含む場合は、これを完全に処理することができるように施設しなければならない。			安全弁等 真空破壊弁の材料、個数	機器機能	-	設備点検、定期事業者検査にて確認
原 10 6		7 第11条 クラス1機器、クラス2機器、クラス3機器及び原子炉施設容器は、次の各号によつて圧力を耐へ試験を行つたとき、これに耐え、著しい漏えいがないものでなければならぬ。ただし、気圧により漏れを生じる場合で、その漏れが許容される場合、試験用の圧力は、原子炉施設容器の最高使用圧力(0.9倍)までにして著しく漏えいがないことを確認することとする。 内圧をもつて被覆する耐圧試験の圧力は、被覆する容器の最高使用圧力を超えて、内圧と内圧との最大の差を上回る圧力をすること。 ○ JSME S NA-1-2005に記載する技術評議書(平成21年2月1日版)によれば、内圧をもつて被覆する容器の最高使用圧力を超えて、内圧と内圧との最大の差を上回る圧力をすること。(以下「耐圧試験」といふ) 2.4に定める人種試験以下に示す要件を付したものによる。 A種試験の結果の判定に当たっては、全検漏しない。B種の原形弁に付ける試験結果の判定に当たっては、漏れの有無を確認する。C種の原形弁に付ける試験結果の判定に当たっては、漏れの有無を確認する。 3.耐圧試験の結果の判定(1)に示す定めた漏えい量(2)を用いて、個別想定漏えい量を求める。また、個別想定漏えい量を求めない場合には、漏れの有無を確認する。(3)耐圧試験の結果の判定(1)に示す定めた漏えい量(2)を用いて、個別想定漏えい量を求める。また、個別想定漏えい量を求めない場合には、漏れの有無を確認する。(4)耐圧試験の結果の判定(1)に示す定めた漏えい量(2)を用いて、個別想定漏えい量を求める。また、個別想定漏えい量を求めない場合には、漏れの有無を確認する。(5)耐圧試験の結果の判定(1)に示す定めた漏えい量(2)を用いて、個別想定漏えい量を求める。また、個別想定漏えい量を求めない場合には、漏れの有無を確認する。	第11条(耐圧試験等) 1 第1項の規定に適合する耐圧試験は、「設計・建設規格2005(2007)」の第11条に適合すること。 2 第1項は、原則として下記の構造の耐圧試験を行つて、(1)原形容器、管、主要ポンプ及び主回路に接続する配管等の各部を(2)遮蔽弁を設けることである。 3 第1項の(1)に付するに於て、気圧による耐圧試験を試験圧力を下げてもよいとした理由は、次のとおりである。 (1)耐圧試験は、設計で示してある強度を十分な余裕を持ってして行つて、漏れの有無を確認するため、最高使用圧力(0.9倍)まで圧力を上げることによって意図がある。耐圧試験の圧力は、最高使用圧力(0.9倍)まで圧力を上げることによって、漏れの有無を確認することができる。 (2)また、選えい試験は、耐圧試験に付随して目標を行ふことを伴つたため、耐圧試験の万が一の破損による人身の危険発生という事象の危険をできるだけ少くする観點も重要な要素である。特に気圧による漏えい試験等においては、漏れの有無を確認するため、最高使用圧力(0.9倍)まで圧力を上げることによって意図がある。耐圧試験の圧力は、最高使用圧力(0.9倍)まで下げることによって適切であり、これによつても漏えい試験本体の目的が達成されることはない。気圧による漏れの有無を確認するための代表装置としては、原子炉施設容器、計測用圧縮空気系装置等がある。	第11条(耐圧試験等) 1 第11条は、供用開始前後ににおける耐圧・漏えいに係わる要求事項及びその検査方法を定めるものである。 2 第1項は、原則として下記の構造の耐圧試験を行つて、(1)原形容器、管、主要ポンプ及び主回路に接続する配管等の各部を(2)遮蔽弁を設けることである。 3 第1項の(1)に付するに於て、気圧による耐圧試験を試験圧力を下げてもよいとした理由は、次のとおりである。 (1)耐圧試験は、設計で示してある強度を十分な余裕を持ってして行つて、漏れの有無を確認するため、最高使用圧力(0.9倍)まで圧力を上げることによって意図がある。耐圧試験の圧力は、最高使用圧力(0.9倍)まで圧力を上げることによって、漏れの有無を確認することができる。 (2)また、選えい試験は、耐圧試験に付随して目標を行ふことを伴つたため、耐圧試験の万が一の破損による人身の危険発生という事象の危険をできるだけ少くする観點も重要な要素である。特に気圧による漏えい試験等においては、漏れの有無を確認するため、最高使用圧力(0.9倍)まで圧力を上げることによって意図がある。耐圧試験の圧力は、最高使用圧力(0.9倍)まで下げることによって適切であり、これによつても漏えい試験本体の目的が達成されることはない。気圧による漏れの有無を確認するための代表装置としては、原子炉施設容器、計測用圧縮空気系装置等がある。	耐圧試験等 クラス1機器、クラス2機器、クラス3機器、クラス4管及び原子炉施設容器の耐圧試験の方法	その他	-	耐圧試験方法についての記載のため、分類をそのとし
原 11 1 -		8 原子炉施設は、大気圧による内外を受ける機器の耐圧試験の圧力は、大気圧と内圧との最大の差を上回る圧力をすること。この場合において、耐圧試験の圧力は機器の内部から加入することができること。			耐圧試験等 クラス1機器、クラス2機器、クラス3機器、クラス4管及び原子炉施設容器の耐圧試験の方法	その他	-	耐圧試験方法についての記載のため、分類をそのとし
原 11 1 =		9 内部が大気圧未満になることにより、大気圧による内外を受ける機器の耐圧試験の圧力は、大気圧と内圧との最大の差を上回る圧力をすること。この場合において、耐圧試験の圧力は機器の内部から加入することができること。			耐圧試験等 クラス1機器、クラス2機器、クラス3機器、クラス4管及び原子炉施設容器の耐圧試験の方法	その他	-	耐圧試験方法についての記載のため、分類をそのとし
原 11 2		10 クラス1機器、クラス2機器、クラス3機器及びクラス4管は、通常運転における圧力を漏えい試験を行つたとき、著しい漏えいがないものでなければならない。			耐圧試験等 クラス1機器、クラス2機器、クラス3機器、クラス4管及び原子炉施設容器の漏えい率試験の方法	構造健全性	-	設備点検、定期事業者検査にて確認
原 11 3		11 原子炉施設容器は、最高使用圧力の0.9倍に等しい気圧で密気試験を行つたとき、著しい漏えいがないものでなければならない。			耐圧試験等 原子炉施設容器の漏えい率試験の方法	構造健全性(系統機能)	原子炉施設容器漏えい率検査	構造健全性の確認であるが、系統機能試験として実施

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

省令条項番号 規 則 の 項 項 号	技術基準条文	技術基準解釈	解説	要求概要	分類	系統機能要求の確認方法	備考		
原 18	第18条 放射性物質を含む一次冷却材(第16条第4号の装置から排出される放射性物質を含む流体を含む。)を通常運転時において一次冷却系外に排出する場合に、これを最終的に放射性廃棄物処理設備に適切に導く施設でなければならない。	第18条に規定する「安全に処理する施設」とは、放射性物質を含む一次冷却材を通常運転時において一次冷却系外に排出する場合に、これを最終的に放射性廃棄物処理設備に適切に導く施設であること。	第18条(一次冷却材の排出) 1解説1-1で一次冷却材を放射性廃棄物処理設備へ安全に移送するための設備に、第16条第4号の設備、床下レンジ(沸騰水型原子炉発電設備に限る)及び機器ドレイン(弁のグランドリーケー含む)の移送系やサンプ等がある。	一次冷却材の排出 放射性物質を含む一次冷却材(第16条第4号の装置から排出される放射性物質を含む流体を含む。)を通常運転時において一次冷却系外に排出する場合の安全に処理する施設	系統機能	液体廃棄物処理系機能検査			
	第19条 放射性物質を含む一次冷却材内包する容器若しくは管又は放電性廃棄物をもつて試験計測装置(第28条及び第31条に規定する試験計測装置に限る)、ヘリウム充満容器を用いた装置を導く場合には、逆止め弁を設けなければならない。ただし、放射性物質を導く場合には、逆止め弁を設けなければならない。ただし、放射性物質を導く場合には、逆止め弁を設けなければならない場合に逆流するおそれがない場合は、この限りない。	第19条(逆止め弁) 1第19条に規定する「逆流するおそれがない場合」とは、直接接続されない場合、又は十分な圧力を有している場合をい。	なし	逆止め弁 放射性物質を含む一次冷却材を内包する容器若しくは管又は放電性廃棄物をもつて試験計測装置(第28条及び第31条に規定する試験計測装置に限る)、ヘリウム充満容器を用いた装置を導く場合には、逆止め弁を設けなければならない。ただし、放射性物質を導く場合には、逆止め弁を設けなければならない場合に逆流するおそれがない場合は、この限りない。		機器機能	—		
	第20条 原子炉発電所には、次の各号に掲げる事項を計測する装置を設置しなければならない。この場合において、直接計測することが困難な場合は、測定結果を間接的に示す装置をもつて替えることができる。 一炉心における中性子密度	第20条(計測装置) 1第20条に規定する手段としてはサンプリングによる測定、演算(計算)による測定等がある。 第1-1号の計測の場合、「間接的に測定する装置をもつて替えることができる」とは、排水路の出口又はそれに近接する箇所における放射性物質の濃度を直接測定することが技術的に困難な場合、排水路の上流における測定結果を演算(計算)により求めることとする。 2第1-2号の計測の場合、「直接測定する放射性物質濃度」とは、BWRにおいては、酸素・水素ガス濃度、PWRにおいては、水素ガス濃度をいう。 3第1-3号の計測はBWRに対して、第8号はPWRに対して適用される。 4第1-4号の計測はBWRに対して、第9号はPWRに対して適用される。 5第1-5号の計測はBWRに対して、第10号はPWRに対して適用される。 6第1-6号の計測はBWRに対して、第11号はPWRに対して適用される。 7第1-7号の計測はBWRに対して、第12号はPWRに対して適用される。 8第1-8号の計測はBWRに対して、第13号はPWRに対して適用される。 9第1-9号の計測はBWRに対して、第14号はPWRに対して適用される。	第20条(計測装置) 1第1項第4号の「安全設計審査指針 指針47(計測制御系)」の解説及び付録1「計測装置」に記載する事項に對して、審査時に留意される構造部品内雰囲気の压力、温度、酸素・水素濃度、放射性物質濃度及び絶縁量(絶縁率)を明示している。 (安全部門の審査要件の技術基準の取扱い) 2第1項第2-2号の「安全設計審査指針 指針49(放射線監査器従事者の放射線管理)」に記載する「放射線監査器従事者を扶助するため必要とする所と燃費取扱場所の担当者を計測対象として明記している」。 (安全部門の審査指針の技術基準の取扱い) 3第1項第1号-第14号における計測装置の具体例は、次のとおりである。 4第1項第13号に規定する「放射性物質濃度」を計測する装置には、固定式の計測器(炉心内に設置するものがある。例として、そのいずれかは、若しくは、両方が設置されている)。 5第1項第1号-第14号における計測装置の具体例は、次のとおりである。	計測装置 炉心における中性子束密度	機器機能	総合負荷性能検査			
原 20	二 伊周期	三 制御棒の位置及び液体制御材を使用する場合にあつては、その濃度	計測装置 炉周期の計測装置	機器機能	—	設備点検、定期事業者検査にて確認			
	原 20	1 三	四 同一冷却材に対する次の事項	計測装置 制御棒の位置及び液体制御材	機器機能(系統機能)	制御棒駆動接続機能検査	機器機能確認であるが、系統機能試験として実施		
	原 20	1 四	五 原子炉圧力容器(加圧器)内及び蒸気発生器内の水位	計測装置 一次冷却材(放射性物質及び不純物の濃度、原子炉圧力容器の入口及び出口における圧力、温度及び流量)	機器機能	総合負荷性能検査			
原 20	1 五	六 原子炉格納容器内の圧力、温度、可燃性ガスの濃度、放射性物質の濃度及び絶縁量当量率	6号	計測装置 原子炉圧力容器(加圧器がある場合は、加圧器)内及び蒸気発生器の水位	機器機能	総合負荷性能検査			
	原 20	1 六	七 主空気管中及び空気抽出器排ガス中の放射性物質の濃度	7号	計測装置 主蒸気管中及び空気抽出器排ガス中の放射性物質の濃度	機器機能	総合負荷性能検査		
	原 20	1 七	八 空気発生器の出口における二次冷却材の圧力、温度及び流量並びに二次冷却材中の放射性物質の濃度	8号	計測装置 主蒸気管口部における二次冷却材の圧力、温度及び流量	機器機能	総合負荷性能検査		
原 20	1 八	九 排気筒の出口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度	9号	計測装置 排気筒の出口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度	機器機能	総合負荷性能検査			
	原 20	1 九	十 排水口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度	10号	計測装置 排水口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度	機器機能	総合負荷性能検査		
	原 20	1 十	十一 放射性物質により汚染するおそれがある管理区域(管理区域のうち、その場所における外部放射能に係る絶縁のみ第9号の規定により除外される場合を除く。)に含まれる場所に近接する箇所に以下の内に排水口又は排水管の出入口又はそれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度	11号	計測装置 放射性物質により汚染するおそれがある管理区域の内に開口がある排水の出口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度	機器機能	設備点検、定期事業者検査にて確認		
原 20	1 十一	十二 管理区域内において人が常時立ち入り場所その他放射線管理を行つて必要とする場所(燃料取扱場所等をい。)の絶縁量当量率	12号	計測装置 管理区域内において人が常時立ち入り場所その他放射線管理を行つて必要とする場所(燃料取扱場所等)	機器機能	—	設備点検		
	原 20	1 十二	十三 周辺監視区域に隣接する地域における空間線量率及び放射性物質濃度	13号	計測装置 周辺モニタリング設備(周辺監視区域隣接地域)	機器機能	—	定期事業者検査にて確認	
	原 20	1 十三	十四 原子炉発電所における風向及び風速	14号	計測装置 気象観測設備	機器機能	総合負荷性能検査		
原 20	1 十四	十五 前項第6号に掲げる装置であつて絶縁量当量率を計測する装置にあつては、多重性及び独立性を有しなければならない。	15号	計測装置 原子炉発電所における風向及び風速	その他	—	他法令に基づき、点検(確認)される事項		
	原 20	2	十六 前項第6号に掲げる装置であつて絶縁量当量率を計測する装置にあつては、多重性及び独立性を有しなければならない。	16号	計測装置 前項第6号に掲げる装置であつて絶縁量当量率を計測する装置の多重性及び独立性	その他	—	設計段階において確認された事項であつて、供用期間中に確認する必要がない事項	
	原 20	3	十七 第1項第1号及び第3号から第14号までに掲げる事項を計測する装置にあつては、計測結果を表示し、かつ、記録することができるものでなければならない。	17号	計測装置 第1項第1号及び第3号から第14号までに掲げる事項を計測する装置の計測結果の表示、記録	機器機能(系統機能)	制御棒駆動接続機能検査	機器機能確認であるが、系統機能試験として実施	

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

省令項番号 条の項 号	技術基準条文	技術基準解釈	解説	要求概要	分類	系統機能要求の確認方法	備考
原 23 1	第23条 原子力発電所には、反応度制御系統及び原子炉停止系統を設置しなければならない。この場合において、反応度制御系統と原子炉停止系統とを独立させて設置しなてもよい。	1.第33条第1項に規定する「停電状態において原子炉が本體内に移行し未調節を維持できること」とは、ギヤンソン(懸掛)による反応度が高められるまでの期間、未調節を維持すること。ギヤンソン(懸掛)による反応度が高められる以降の長期間の未調節の維持は、他の原子炉停止系統(ほり融注入系統)、原子炉停止能力を備えた原子炉停止系統以外の系統(非常用炉心冷却材停止装置等)の停止により、原子炉停止が実現される。	第23条 反応度制御系統及び原子炉停止系統	反応度制御系統及び原子炉停止系統	系統機能	総合負荷性能検査	
原 23 2	2 反応度制御系統は、計画的な出力変化に伴う反応度変化を燃料許容操作限界を超えることなく制御できる能力を有するものでなければならぬ。	2.第33条第4項に規定する「制御棒一本が回転した場合には、制御棒一本を安全炉心の中に引き抜かれ、挿入できないことをいふ。」の規定は、通常運転時における原子炉停止系統のうち少なくとも一つは、燃料許容操作限界を超えることなく原子炉が未調節に移行する能力を有することを意味する。	第23条 反応度制御系統及び原子炉停止系統	反応度制御系統及び原子炉停止系統	系統機能	総合負荷性能検査	
原 23 3 -	3 原子炉停止系統は、制御棒、液体制御材等による二つ以上の独立した系統を有するものであり、かつ、次の能力を有するものでなければならない。 ① 制御棒一本を安全炉心に挿入する能力を有する。 ② 制御棒一本を安全炉心に挿入する能力を有する。 ③ 制御棒一本を未調節に移行し未調節を維持できるものであり、かつ、運転棒の異なる過渡変化時の高溫状態においても原子炉停止系統のうち少なくとも一つは、燃料許容操作限界を超えることなく原子炉が未調節に移行する能力を有する。 ④ 第43条の規定は、設置許可申請書付表類十における「制御棒飛び出し(PWR)」、「制御棒落下(BWR)」の評価で想定した下記の内容を確認する。 a. 制御棒停止方法は、以下のようにある。 [PWR] ・制御棒引抜手順が定められていること。 ・定められた制御棒引抜手順に沿った操作が行われていることを制御棒引抜手順により又はそれに伴う運転管理によって確認できること。 ・制御棒落下速度を制限する装置 [BWR] ・制御棒挿入手界 b. 設置許可申請書付表類十に示す必要物質的及び化学的性質とは、物理的性質については耐食性、化学的性質については、化学的性質については耐食性、化学的性質をいふ。	[PWR] ・制御棒引抜手順が定められていること。 ・定められた制御棒引抜手順に沿った操作が行われていることを制御棒引抜手順により又はそれに伴う運転管理によって確認できること。 ・制御棒落下速度を制限する装置 [BWR] ・起動／停止を含む通常運転時における反応度制御系統及び原子炉停止系統に係る制御方法の例としては、制御棒の位置の制御(制御棒位置スイッチ及び制御棒引抜手順)、原子炉停止装置の停止手順等がある。	第23条 反応度制御系統及び原子炉停止系統 通常運転時における原子炉の未調節への移行及び停止	反応度制御系統及び原子炉停止系統 通常運転時における原子炉の未調節への移行及び停止	原子炉停止余裕検査		
原 23 3 二	ニ 通常運転時及び運転時における低温状態において、原子炉が未調節に移行し未調節を維持できること。	・通常運転時における低温状態においては、原子炉停止装置の停止手順等により運転棒を挿入する。 a. 通常水注入系の運転棒挿入手界 b. 通常水注入系の運転棒挿入手界における低温状態においては、原子炉停止装置の停止手順等により運転棒を挿入する。 c. 通常水注入系の運転棒挿入手界における低温状態においては、原子炉停止装置の停止手順等により運転棒を挿入する。	第23条 反応度制御系統及び原子炉停止系統 通常運転時及び運転時における低温状態における原子炉の未調節維持	反応度制御系統及び原子炉停止系統 通常運転時及び運転時における低温状態における原子炉の未調節維持	制御棒駆動系機能検査		
原 23 3 三	三 一次外部要素喪失の事故時ににおいて、原子炉が未調節へ移行し未調節を維持できること。	・通常運転時における低温状態においては、原子炉停止装置の停止手順等により運転棒を挿入する。 a. 通常水注入系の運転棒挿入手界 b. 通常水注入系の運転棒挿入手界における低温状態においては、原子炉停止装置の停止手順等により運転棒を挿入する。	第23条 反応度制御系統及び原子炉停止系統 通常運転時及び運転時における低温状態における原子炉の未調節維持	反応度制御系統及び原子炉停止系統 通常運転時及び運転時における低温状態における原子炉の未調節維持	原子炉停止余裕検査		
原 23 3 四	四 制御棒を用いる場合にあっては、反応度値の最も大きな制御棒一本が回着した場合においても第1号から第3号までの規定に適合すること。	・制御棒を用いる場合にあっては、反応度値の最も大きな制御棒一本が回着した場合においても第1号から第3号までの規定に適合すること。	第23条 反応度制御系統及び原子炉停止系統 一次冷却材补水等の事故時ににおける原子炉の未調節維持	反応度制御系統及び原子炉停止系統 一次冷却材补水等の事故時ににおける原子炉の未調節維持	制御棒駆動系機能検査		
原 23 4	4 制御棒の最大反応度値及び反応度添加率は、想定される反応度投入事象(原子炉に反応度が異常に投入される事象をいふ。)に対して原子炉冷却却材カバウダリに破損せず、かつ、炉心冷却を損なうような炉心等の損壊を起さないものでなければならない。	・制御棒の最大反応度値及び反応度添加率は、想定される反応度投入事象(原子炉に反応度が異常に投入される事象をいふ。)に対して原子炉冷却却材カバウダリに破損せず、かつ、炉心冷却を損なうような炉心等の損壊を起さないものでなければならない。	第23条 反応度制御系統及び原子炉停止系統 制御棒を用いる場合にあっては、反応度値の最も大きな制御棒一本が回着した場合における原子炉の未調節維持	反応度制御系統及び原子炉停止系統 制御棒を用いる場合にあっては、反応度値の最も大きな制御棒一本が回着した場合における原子炉の未調節維持	機器機能	-	設備点検、定期事業者検査にて確認
原 23 5	5 制御棒、液体制御材等は、通常運転時における圧力、温度及び投射線によつて起る最も厳しい条件において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない。	・制御棒、液体制御材等は、通常運転時における圧力、温度及び投射線によつて起る最も厳しい条件において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない。	第23条 反応度制御系統及び原子炉停止系統 制御棒、液体制御材等の最も厳しい条件下での必要な物理的及び化学的性質の保持	反応度制御系統及び原子炉停止系統 制御棒、液体制御材等の最も厳しい条件下での必要な物理的及び化学的性質の保持	その他	-	設計段階において確認された事項にあって、供用期間中に確認する必要がない事項

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

「新電力原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

省令条項番号 規の項 号	技術基準条文	技術基準解釈	解説	要求概要	分類	系統機能要求の確認方法	備考
火 10	(ボイラーの水抜き装置)～火力技術基準第10条～ 蒸気ボイラーには、ボイラーの漏水を防止し、及び水位を調整するために、ボイラー水を抜くことができる装置を設けなければならない。	なし	なし	ボイラーの水抜き装置 蒸気ボイラーのボイラー水を抜くことができる装置の設置	その他	設計段階において確認された事項 であって、供用期間中に確認する 必要がない事項	設計段階において確認された事項 であって、供用期間中に確認する 必要がない事項
火 11	(計測装置)～火力技術基準第11条～ ボーラー等には、設備の故障を防止するため運転状態を計測する装置を設けなければならない。	なし	なし	計測装置 ボーラー等の運転状態を計測する装置の設置	34条第2項 機器機能 (系統機能)	補助ボイラー試運転検査(K5, 6申請) 定期点検、評価計画書に 5, 6号機の点検、評価計画書に 従う実施	審査機関が認めてあるが、系統 機能として実施
火 12	(蒸気タービンの附属装置)～火力技術基準第12条～ 高気タービン(ポンプ、圧縮機及び冷却器を除く)に属する容器及び管の耐圧部分に使用する材料は、最高使用温度において材料に及ぼす化学的及び物理的影響に対し、安全な化学的成分及び機械的強度を有するものでなければならぬ。	なし	なし	高気タービンの附属装置の材料	その他	設計段階において確認された事項 であって、供用期間中に確認する 必要がない事項	設計段階において確認された事項 であって、供用期間中に確認する 必要がない事項
火 13	(蒸気タービン等の構造)～火力技術基準第13条第1項～ 高気タービン、非常調速装置が作動したときに達する回転速度に対して構造上十分な機械的強度を有するものでなければならぬ。	なし	なし	高気タービン等の構造 高気タービンは、非常調速装置が作動したときに達する回転速度に対して構造上十分な機械的強度を有するものでなければならない。	34条第3項 構造健全性	設備点検、 定期事業者検査にて確認	設備点検、 定期事業者検査にて確認
火 13	(蒸気タービン等の構造)～火力技術基準第13条第2項～ 2. 高気タービンは、主翼と軸受又は軸に発生する最大の振動に対して構造上十分な機械的強度を有するものでなければならぬ。	なし	なし	高気タービン等の構造 高気タービンは、主要な軸受又は軸に発生する最大の振動に対して構造上十分な機械的強度を有するものでなければならない。	34条第3項 構造健全性	設備点検、 定期事業者検査にて確認	設備点検、 定期事業者検査にて確認
火 13	(蒸気タービン等の構造)～火力技術基準第13条第3項～ 3. 高気タービンの軸受けは、運転中の荷重を安定に支持できるものであつて、かつ、異常な摩耗、変形及び過熱が生じないものでなければならぬ。	なし	なし	高気タービン等の構造 高気タービンの軸受けは、運転中の荷重を安定に支持できるものであつて、かつ、異常な摩耗、変形及び過熱が生じないものでなければならぬ。	34条第3項 構造健全性	高気タービン性能検査	高気タービン性能検査
火 13	(蒸気タービン等の構造)～火力技術基準第13条第4項～ 高気タービン及びその回転体を同一の軸に結合したもの(高気タービン及び発電機その他の回転体を同一の軸に結合しない場合にあっては高気タービン)の危険速度は、調速装置により調整することができる回転速度のうち最も小のものから最高危険速度が作動したときに達する回転速度までの間にあつてはならない。(1)	なし	なし	高気タービン等の構造 高気タービン及び発電機その他の回転体を同一の軸に結合したもの(高気タービン及びその他の回転体を同一の軸に結合しない場合にあっては高気タービン)の危険速度は、調速装置により調整することができる回転速度のうち最も小のものから最高危険速度が作動したときに達する回転速度までの間にあつてはならない。	その他	設計段階において確認された事項 であって、供用期間中に確認する 必要がない事項	設計段階において確認された事項 であって、供用期間中に確認する 必要がない事項
火 13	(蒸気タービン等の構造)～火力技術基準第13条第5項～ 5. 高気タービン及びその附属設備(液化ガス装置を除く)の耐圧部分の構造は、最高使用压力又は最高使用温度において発生する最大の応力に対し、安全なものでなければならぬ。この場合において、耐圧部分に作用する力は許容力を超えてはならない。	なし	なし	高気タービン等の構造 高気タービン及びその附属設備(液化ガス装置を除く)の耐圧部分の構造は、最高使用压力又は最高使用温度において発生する最大の応力に対し、安全なものでなければならない。	34条第3項 構造健全性	高気タービン性能検査	高気タービン性能検査
火 14	(調速装置)～火力技術基準第14条～ 該装置を含む高気タービン以外の高気タービンは、その回転速度及び出力が負荷の変動の際にも持続的に動転することを防止するため、高気タービンに流入する蒸気が自動的に調節する調速装置は、設けなければならない。	なし	なし	調速装置 高気タービンに流入する蒸気が自動的に調節する調速装置の設置	34条第3項 機器機能	高気タービン性能検査	高気タービン性能検査
火 15	(警報及び非常停止装置)～火力技術基準第15条第1項～ 40万キロワット以上の高気タービンには、運転中に支障を及ぼすおそれのある振動を検知し警報する装置を設けなければならない。	なし	なし	警報及び非常停止装置 四十万キロワット以上の高気タービンには、運転中に支障を及ぼすおそれのある振動を検知し警報する装置を設けなければならない。	34条第3項 機器機能	設備点検、 定期事業者検査にて確認	設備点検、 定期事業者検査にて確認
火 15	(警報及び非常停止装置)～火力技術基準第15条第2項～ 2. 高気タービンに運転中に回転部の他の部位による危険の発生を防止するため、その異常が発生した場合に運転中に流入する蒸気が自動的にかつ速やかに遮断する非常調速装置その他の非常停止装置を設けなければならない。	なし	なし	警報及び非常停止装置 異常が発生した場合に高気タービンに流入する蒸気が自動的にかつ速やかに遮断する非常調速装置その他の非常停止装置を設けなければならない。	34条第3項 機器機能	高気タービン性能検査	高気タービン性能検査
火 16	(遮断防止装置)～火力技術基準第16条～ 高気タービン及びその附属設備であつて遮断が生じるおそれのあるものにあっては、その圧力を逃がすために適当な遮断防止装置を設けなければならない。	なし	なし	遮断防止装置 高気タービン及びその附属設備であつて遮断が生じるおそれのあるものにあっては、その圧力を逃がすために適当な遮断防止装置の設置	34条第3項 機器機能	設備点検、 定期事業者検査にて確認	設備点検、 定期事業者検査にて確認
火 17	(計測装置)～火力技術基準第17条～ 高気タービンには、設備の故障を防止するため運転状態を計測する装置を設けなければならない。	なし	なし	計測装置 高気タービンには、設備の故障を防止するため運転状態を計測する装置を設けなければならない。	34条第3項 機器機能	高気タービン性能検査	高気タービン性能検査
火 25	(内蔵機器等の構造)～火力技術基準第25条第1項～ 内蔵機器等は、非常調速装置が作動したときに達する回転速度に対して構造上十分な機械的強度を有するものでなければならない。	なし	なし	内蔵機器等の構造等 内蔵機器等は、非常調速装置が作動したときに達する回転速度に対して構造上十分な機械的強度を有するものでなければならない。	34条第4項 構造健全性	設備点検、 定期事業者検査にて確認	設備点検、 定期事業者検査にて確認

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

省令条項番号 規 の 項 項 号	技術基準条文	技術基準解釈	解説	要求概要	分類	系統機能要求の確認方法	備考
火 25 2	(内燃機関等の構造)～火力技術基準第25条第2項～ 2. 内燃機関の軸受けは、運転中の荷重を安定に支持できるものであって、かつ、異常な摩耗、変形及び過熱が生じないものでなければならぬ。	なし	なし	内燃機関等の構造等 内燃機関の軸受けは、運転中の荷重を安定に支持できるものであって、かつ、異常な摩耗、変形及び過熱が生じないものでなければならぬ。	34条第4項 構造健全性	—	設備点検、定期事業者検査にて確認
火 25 3	(内燃機関等の構造)～火力技術基準第25条第3項～ 3. 内燃機関及びその附属設備(消化ガス設備を除く、第28条において同じ。)の耐圧部分①の構造は、最高使用圧力又は最高使用温度において発生する最大の応力に対し安全なものでなければならぬ。この場合において、耐圧部分に生ずる応力は当該部分に使用する材料の許容応力を超えてはならない。	なし	なし	内燃機関等の構造等 内燃機関及びその附属設備の耐圧部分①の構造は、最高使用圧力又は最高使用温度において発生する最大の応力に対し安全なものでなければならぬ。	34条第4項 構造健全性	—	設備点検、定期事業者検査にて確認
火 26	(調速装置)～火力技術基準第26条～ 誘導発電機と結合する内燃機関以外の内燃機関には、その回転速度及び出力が負荷の変動の際に持続的に動揺することを防ぐため内燃機関に流入する燃料を自動的に調整する調速装置①を設けなければならない。ただし、調速装置の運転を停止する場合にあって、調速装置の運転を再開した場合には、再び調速装置を作動する回転速度を適切に保つ能力を有するものでなければならぬ。	なし	なし	調速装置 内燃機関に流入する燃料を自動的に調整する調速装置の設置	34条第4項 機器機能	—	設備点検、定期事業者検査にて確認
火 27	(非常停止装置)～火力技術基準第27条～ 内燃機関には、運転中に生じた油回転その他異常にによる危険の発生を防止するため、その異常が発生した場合に内燃機関に流入する燃料を自動的かつ速やかに遮断する非常調速装置①その他の非常停止装置②を設けなければならない。	なし	なし	非常停止装置 異常が発生した場合に内燃機関に流入する燃料を自動的かつ速やかに遮断する非常調速装置①その他の非常停止装置②を設けなければならない。	34条第4項 機器機能	—	設備点検、定期事業者検査にて確認
火 28	(過圧防止装置)～火力技術基準第28条～ 内燃機関及びその附属設備であって過圧が生じるおそれのあるものにあっては、その圧力を逃がすために適当な過圧防止装置①を設けなければならない。	なし	なし	過圧防止装置 内燃機関及びその附属設備であって過圧が生じるおそれのあるものへの、その圧力を逃がすために適当な過圧防止装置①の設置	34条第4項 機器機能	—	設備点検、定期事業者検査にて確認
火 29	(計測装置)～火力技術基準第29条第1項～ 内燃機関には、設備の損傷を防ぐため運転状態を計測する装置①を設けなければならない。	なし	なし	計測装置 内燃機関の運転状態を計測する装置①の設置	34条第4項 機器機能	—	設備点検、定期事業者検査にて確認

添付資料-3

系統機能試験における試験方法一覧

系統機能試験における試験方法一覧

対象系統	系統機能試験	定期事業者検査にて実施される方法		重点確認項目					
		試験概要	主な試験内容	a. 試験実施前の前提条件の確認		b. インターロックから実動作までの一連の動作確認		c. 設備点検で異常が確認された設備に対する作動状態等の確認	d. 地震前の試験結果との比較※2
				機器レベルの設備点検及び関連する定期事業者検査の完了確認	個別に記録確認を実施する定期事業者検査	確認要否	振動診断の実施		
原子炉冷却系設備	原子炉隔離時冷却系機能試験	原子炉水位異常低の信号により、自動起動を確認するとともに、定格流量到達までの時間を測定し、揚程を評価する。また、ポンプ停止中に注入弁動作信号を模擬し、弁が動作することを確認する。	・運転性能 ・弁動作	○	・安全保護系設定値確認検査(プロセス計装) ・原子炉保護系インターロック機能検査(その4)	○	○	※1	○
廃棄設備	気体廃棄物処理系機能試験	プラント運転状態において、主要機器のパラメータを連続4時間以上採取する。	・運転性能	○	プロセスマニタ機能検査	○ ^{※3}	○	※1	○
蒸気タービン	蒸気タービン性能試験(その1)	プラント運転状態において、主要機器のパラメータを連続4時間以上採取する。	・総合性能検査	○	—	○ ^{※3}	○	※1	○
	蒸気タービン性能試験(その2)	タービン過速度トリップの動作確認、及びその他タービン保安装置の作動確認を行う。	・保安装置検査	○	—	○	—	※1	○

注記

※1: 設備点検結果に応じて実施
 ※2: 試験結果において、測定値等の数値データがないものについては、点検結果が「良」であることを確認する。
 ※3: インターロックからの実動作はしないが、動作確認を実施する。

添付資料-4

プラント確認試験において採取するパラメータ

プラント確認試験において採取するパラメータ

No.	測定項目	プラント確認試験において採取するパラメータの位置付け			
		(1)主要パラメータによる総合確認	(2)地震影響を考慮した総合確認		
			①地震の影響を確認する観点から採取するパラメータ 主要ポンプ等に関するパラメータ	漏えい検知に関するパラメータ	②起動前の点検・評価において異常が確認された設備に関するパラメータ
1	原子炉圧力	○		○	○
2	原子炉水位	○		○	○
3	主蒸気流量	○		○	○
4	主蒸気圧力	○		○	○
5	給水流量	○	○	○	○
6	原子炉給水温度	○			○
7	炉心差圧	○			○
8	原子炉圧力容器ドレンライン温度		○		
9	原子炉熱出力	○			
10	最小限界出力比	○			
11	最大線出力密度	○			
12	原子炉核計装系モニタ	○			○
13	原子炉水(よう素131)	○			
14	原子炉水(全放射能)	○			
15	原子炉冷却材再循環ポンプ速度	○	○		
16	原子炉冷却材再循環ポンプ差圧	○	○		
17	原子炉冷却材再循環ポンプ振動	○	○		○
18	原子炉冷却材再循環ポンプ温度	○	○	○	○
19	原子炉冷却材再循環ポンプ流量	○	○	○	○
20	原子炉冷却材再循環ポンプシールキャビティ圧力	○	○	○	
21	原子炉冷却材再循環系M-Gセット発電機電流		○		○
22	原子炉冷却材再循環系M-Gセット発電機電圧		○		○
23	原子炉冷却材再循環系M-Gセット発電機電力		○		○
24	原子炉水導電率			○	
25	原子炉冷却材浄化系入口温度	○	○		
26	原子炉冷却材浄化系出口温度	○	○		
27	原子炉冷却材浄化系ポンプ吐出圧力	○	○	○	
28	原子炉冷却材浄化系流量	○	○	○	

プラント確認試験において採取するパラメータ

No.	測定項目	プラント確認試験において採取するパラメータの位置付け			
		(1) 主要パラメータによる総合確認	(2) 地震影響を考慮した総合確認		
			①地震の影響を確認する観点から採取するパラメータ 主要ポンプ等に関するパラメータ	漏えい検知に関するパラメータ	②起動前の点検・評価において異常が確認された設備に関するパラメータ
29	原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器導電率	○			
30	原子炉水溶存酸素			○	
31	燃料プール冷却浄化系ポンプ吸込温度	○	○		
32	燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器出口導電率	○			
33	燃料プール冷却浄化系流量			○	
34	スキマサージタンク水位	○		○	
35	補機冷却水系サージタンク水位		○	○	
36	補機冷却水系温度	○	○		
37	補機冷却水系圧力	○	○	○	
38	補機冷却海水系圧力		○	○	
39	主蒸気逃がし安全弁出口温度	○		○	○
40	制御棒駆動機構周辺温度			○	○
41	制御棒駆動系流量	○	○	○	
42	原子炉・制御棒 ヘッダ間差圧	○			
43	制御棒充填水ヘッダ圧力	○	○	○	
44	サプレッションプール水位	○		○	
45	格納容器内温度	○		○	○
46	格納容器内圧力	○		○	○
47	漏えい検出系／周囲温度			○	
48	漏えい検出系／換気入口・出口温度			○	
49	主蒸気ドレンライン温度		○		
50	原子炉隔離時冷却系タービン入口圧力			○	○
51	ジェットポンプ差圧		○		○
52	ジェットポンプ流量	○	○	○	○
53	格納容器内酸素濃度	○		○	
54	原子炉格納容器ドレン流量	○		○	○
55	主タービン系圧力	○	○	○	○
56	主タービン系温度	○	○		○

プラント確認試験において採取するパラメータ

No.	測定項目	プラント確認試験において採取するパラメータの位置付け			
		(1) 主要パラメータによる総合確認	(2) 地震影響を考慮した総合確認		
			①地震の影響を確認する観点から採取するパラメータ 主要ポンプ等に関するパラメータ	漏えい検知に関するパラメータ	②起動前の点検・評価において異常が確認された設備に関するパラメータ
57	主タービン回転数	○	○		○
58	主タービン軸受振動	○	○		○
59	主タービンスラスト軸受摩耗		○		○
60	主タービン主要弁開度	○	○		○
61	主タービン伸び／伸び差	○	○		○
62	湿分分離器出口蒸気圧力	○	○	○	○
63	湿分分離器ドレンタンク水位		○	○	○
64	給水加熱器出口温度	○	○		○
65	給水加熱器ドレン水位		○	○	○
66	給水加熱器器内圧力		○	○	○
67	グランド蒸気蒸化器水位		○	○	○
68	グランド蒸気蒸化器圧力		○	○	○
69	グランドシール蒸気圧力	○	○	○	
70	主タービン系油タンク油面			○	
71	復水器器内圧力	○	○	○	○
72	復水器ホットウェル水位		○	○	○
73	復水／給水系導電率	○	○	○	○
74	復水器循環水温度	○	○		○
75	復水器水室圧力		○	○	○
76	気体廃棄物処理系圧力		○	○	
77	気体廃棄物処理系流量		○	○	
78	気体廃棄物処理系温度		○		
79	気体廃棄物処理系水素／酸素濃度		○	○	
80	気体廃棄物処理系排ガス 復水器水位		○	○	
81	蒸気式空気抽出器駆動蒸気圧力		○	○	
82	蒸気式空気抽出器第1段空気 入口弁開度		○		
83	原子炉給水ポンプ 吸込流量		○	○	○
84	原子炉給水ポンプ圧力		○	○	○

プラント確認試験において採取するパラメータ

No.	測定項目	プラント確認試験において採取するパラメータの位置付け			
		(1) 主要パラメータによる総合確認	(2) 地震影響を考慮した総合確認		
			①地震の影響を確認する観点から採取するパラメータ 主要ポンプ等に関するパラメータ	漏えい検知に関するパラメータ	②起動前の点検・評価において異常が確認された設備に関するパラメータ
85	原子炉給水ポンプ駆動用タービン回転数		○		
86	原子炉給水ポンプ駆動用タービン加減弁開度		○		
87	原子炉給水ポンプ駆動用タービン系圧力		○	○	
88	タービン駆動原子炉給水ポンプ軸受給油圧力		○	○	
89	原子炉給水ポンプ駆動用タービン主油タンク油面				○
90	原子炉給水ポンプ駆動用タービン軸受軸振動		○		
91	原子炉給水ポンプ駆動用タービン温度		○		
92	発電機 電力	○	○		○
93	発電機 電圧	○	○		○
94	発電機 電流	○	○		○
95	発電機 周波数		○		○
96	発電機 界磁電圧	○	○		○
97	発電機 界磁電流	○	○		○
98	発電機 密封油系圧力		○	○	○
99	発電機機内水素ガス純度		○		○
100	発電機機内水素ガス圧力	○	○	○	○
101	発電機機内水素ガス温度	○	○		○
102	発電機 界磁巻線温度	○	○		○
103	発電機固定子冷却水導電率		○		○
104	発電機固定子冷却水系温度		○		○
105	発電機固定子巻線温度		○		○
106	変圧器油温度		○		○
107	高圧復水ポンプ吸込ヘッダ圧力		○	○	○
108	高圧復水ポンプ吐出圧力		○	○	○
109	低圧復水ポンプ吐出圧力		○	○	
110	復水脱塩装置出入口差圧		○		
111	復水脱塩装置出口流量		○	○	
112	復水ろ過装置出入口差圧		○		

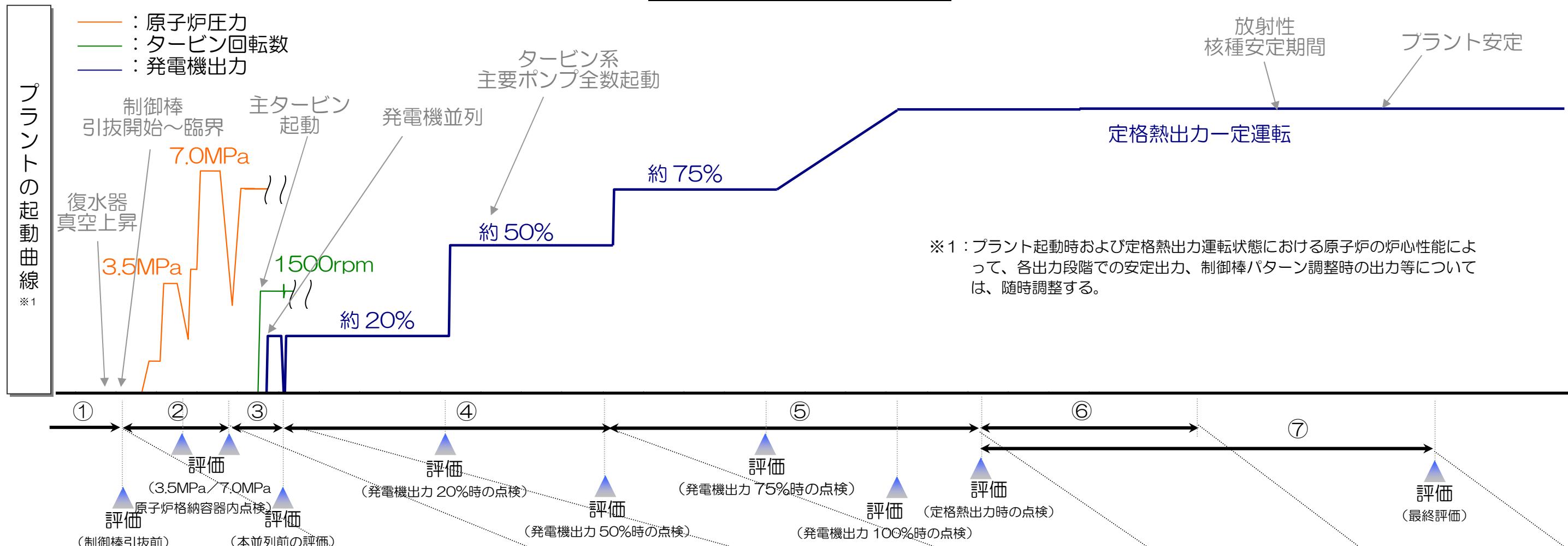
プラント確認試験において採取するパラメータ

No.	測定項目	プラント確認試験において採取するパラメータの位置付け		
		(1)主要パラメータによる総合確認	(2)地震影響を考慮した総合確認	
			①地震の影響を確認する観点から採取するパラメータ 主要ポンプ等に関するパラメータ	②起動前の点検・評価において異常が確認された設備に関するパラメータ 漏えい検知に関するパラメータ
113	低圧復水ポンプ吸込ヘッダ温度	○		
114	復水／給水系 溶存酸素／水素			○
115	復水移送ポンプ吐出圧力		○	○
116	非常用復水貯蔵槽水位			○
117	残留熱除去系ポンプ吐出圧力			○
118	低圧炉心スプレイ系ポンプ吐出圧力			○
119	高圧炉心スプレイ系ポンプ吐出圧力			○
120	補機冷却中間ループ系温度		○	
121	補機冷却中間ループ系圧力		○	○
122	原子炉冷却材浄化系漏えい検出			○
123	弁グランド部漏えい温度			○
124	排気筒放射線モニタ	○		○
125	非常用ガス処理系排ガス放射線モニタ	○		○
126	主蒸気管放射線モニタ	○		○ ○
127	原子炉棟換気系排気放射線モニタ	○		○
128	格納容器内放射線モニタ	○		○ ○
129	燃料取替エリア排気放射線モニタ			○
130	漏えい検出系ダスト放射線モニタ			○
131	排ガス放射線モニタ	○		○
132	補機冷却水系放射線モニタ	○		○
133	液体廃棄物処理系排水放射線モニタ	○		○
134	気体廃棄物処理系設備エリア排気放射線モニタ	○		○
135	補機冷却中間ループ系放射線モニタ	○		○
136	エリア放射線モニタ			○
137	モニタリングポスト	○		○
138	気象条件【風向き等】	○		

添付資料-5

プラント全体の機能試験工程

プラント全体の機能試験工程



		①真空上昇時の点検	②原子炉昇圧時の点検	③タービン、発電機の起動時の点検・試験	④発電機出力20%、50%時の点検・試験	⑤発電機出力75%、定格熱出力時の点検・試験	⑥定格熱出力一定運転時の試験	⑦最終の健全性評価
主な点検項目 ※2	プラント起動時の設備点検	—	◆原子炉隔離時冷却系設備点検 ・作動、漏えい確認 ◆給水ポンプ等起動時の点検 ・作動、漏えい確認 ◆給水系配管点検 ・漏えい確認 ◆支持構造物点検 ・目視点検	◆タービン点検 ・作動、漏えい確認 ◆発電機並列時点検 ・機能確認 ◆発電機並列時の変圧器類点検 ・機能確認、 変圧器潮流試験	◆蒸気系配管・機器点検 ・目視点検、漏えい確認 ◆支持構造物点検 ・目視点検	◆定格熱出力時の発電機点検 ・機能、漏えい確認 ◆定格熱出力時の変圧器点検 ・機能確認	—	—
	システム機能試験	—	—	◆蒸気タービン性能試験(その2)	—	—	◆気体廃棄物処理系機能試験 ◆原子炉隔離時冷却系機能試験 ◆蒸気タービン性能試験(その1)	—
	プラント確認	◆一定時間毎の主要設備のパラメータ採取	◆炉圧約3.5MPa、約7.0MPa時の原子炉格納容器内点検 ◆一定時間毎の主要設備のパラメータ採取	◆一定時間毎の主要設備のパラメータ採取 ◆異常が確認された設備の確認 ・タービンの状態監視開始 ・発電機の状態監視開始 ・変圧器の状態監視開始	◆発電機出力20、50%時の主要パラメータ採取 ◆異常が確認された設備の確認 ・復水器の状態監視開始	◆発電機出力75%、定格熱出力時の状態監視 ◆発電機出力75、100%、および定格熱出力時の主要パラメータ採取	—	◆定格熱出力一定運転時の状態監視 ◆定格熱出力一定運転における主要パラメータ採取
	その他	—	◆配管の熱変位量確認 ◆配管振動確認	—	◆配管振動確認	◆発電機出力75%、定格熱出力時の配管振動確認	—	—
評価内容	・制御棒引抜前の機器健全性確認が完了	・原子炉格納容器内機器の健全性確認および耐震強化工事範囲の配管系の健全性確認が完了	・破損等が確認されたタービン、発電機の健全性確認が完了	・タービン系の配管点検およびタービン系の主要ポンプの起動が完了し、機器および配管系の設備点検が概ね完了	・定格熱出力到達時までに実施する健全性確認が完了	・全ての系統健全性確認試験が完了	・全ての健全性確認が完了 ・最終評価後、プラント全体の機能試験の結果をワーキング等に報告	

※2 : 赤字は地震後の健全性確認のため特別に実施する点検項目